

「ふくい型アプレンティス」キャリア形成プログラム（産学官金連携によるDX人材養成）に係るQ&A

1. 申込区分等

(Q1)

受講申込に当たっては、受講者募集要項「3. 受講申込区分」の(1) 失業者、(2) 非正規雇用労働者、(3) 転職希望者等（将来的な希望を含む。）のいずれかの区分に該当していれば、その理由は問わないのか。

(A1)

受講者募集要項に記載のとおり、理由や希望する就職先の業種・職種等については、受講申込理由書に簡潔に記載してください。

(Q2)

年齢、国籍など、申込資格に制限はあるのか。

(A2)

特段の制限は設けません。本プログラムでは、就業意欲のある方を募集しています。受講者募集要項に記載のとおり、講義で使用する言語は基本的に日本語であること等に十分留意の上、申請の可否をご判断ください。

2. 選考方法等

(Q3)

受講申込者数が募集人員の30名に満たない場合でも選考（面接）は行うのか。

(A3)

本プログラムでは、就業意欲のある方を募集していますので、選考を行います。

(Q4)

募集人員の30名を超えて受講者を受け入れる可能性はあるのか。

(A4)

できるだけ多くの受講者が本プログラムを修了し就業することを目指しており、質の高い教育を保証する上で、30名を上限としています。

(Q5)

どのような基準で選考するのか。

(A5)

受講者募集要項に記載のとおり、申込書類と面接により、受講の必要性・妥当性を踏まえつつ、意欲・資質等を確認した上で受講の可否を決定します。

(Q6)

やむを得ない事情により選考を欠席しなければならなくなった場合、改めて選考は行うのか。

(A6)

やむを得ない事情によると認められる場合は、追加選考等を検討します。

3. プログラム内容、就職先等

(Q7)

プログラムの修了要件は。

(A7)

コア科目 (32 時間)、スキル養成科目 (40 時間)、アプレンティス科目 (演習 32 時間 (システム開発・設計またはD X (現代社会のデジタル化))、実習 24 時間以上 (地域企業へのインターンシップまたは企業視察、実証型の事業化可能性調査)、合計 128 時間以上履修することを要件とします。各授業科目では、一定水準以上の課題等の提出を義務付けるとともに、就業体験等の成果発表にて審査に合格しなければなりません。

(Q8)

現在就職しており、時間的にプログラムの受講が可能か心配である。

(A8)

求職者のほか、転職希望者等も受講者として想定しており、金曜日 19 時以降、土、日曜日を中心に授業を開講することとしています。また、オンラインコンテンツによる補講や講義アシスタント (大学院生) の配置、短期集中科目の配置等、社会人が受講しやすい工夫を行っています。ご自身の勤務形態も考慮した上で前向きにご検討ください。

(Q9)

プログラムは、かなり高度な内容のように思われ、最後まで他の受講者についていけるのか自信がない。受講者に対する支援体制はどのようになっているのか。

(A9)

少人数クラス分けによるメンター制を授業に取り入れています。また、授業時間外でも自習ができるように補習用オンラインコンテンツを用意します。さらに、情報リテラシーに関する講義アシスタント (大学院生) を配置します。一般的に、情報技能に関する習熟度が高ければ当プログラムの履修も容易になると考えられますが、上記のように受講者一人ひとりにきめ細かく寄り添った支援を行うこととしていますので、情報技能にあまり自信がない場合でも、安心して前向きに取り組んで

いただくよう期待しています。

(Q10)

やむを得ない事情により授業を欠席する場合はどうしたらいいか。また、欠席回数によってはプログラムを修了できないこともあるのか。

(A10)

【プログラム履修上の留意点】

授業については、全体で 128 時間以上の履修が必要になりますが、病気、けが、親族の葬儀等、やむを得ない理由により欠席する場合は、事前に福井大学地域連携推進課 (TEL:0776-27-9760、メール:rcp@ad.u-fukui.ac.jp) へ速やかに (なるべく事前に) 連絡し指示を受けてください。なお、やむを得ない理由により欠席する場合でも、一つの授業科目の授業時間のうち 3 分の 1 以上欠席しないこと、授業科目毎に一定水準以上の課題等の提出を課すこと等に留意し、授業に臨んでください。

【職業訓練受講給付金の受給上の留意点】

国の求職者支援制度における職業訓練受講給付金の受給を希望する受講者については、欠席する理由が、あらかじめハローワークが定めた「やむを得ない理由」に該当しない場合は給付金が不支給となること、また、「やむを得ない理由」に該当する場合にはその事実を確認できる証明書類をハローワークに提出する必要があることとともに、当該理由による場合でも一定以上の出席率がないと不支給となるため、欠席する場合は事前にハローワークに相談してください。

(Q11)

アプレンティス実習については「企業インターンシップ」と「事業化可能性調査」のいずれを受講するのかを希望できるのか。また、「企業インターンシップ」を希望した場合、受入先はどのように決定されるのか。また、就職先はこの事業・プログラムの趣旨・目的 (地域への定着を促進し、地域共創に寄与する) から県内企業に限定されるのか。

(A11)

原則として、職業に就いている方 (非正規雇用労働者を含む) は、本務があるため企業インターンシップを平日に受講することが困難であり、また企業側にとって、他社の社員を企業インターンシップに受け入れることは機密情報の漏洩等の観点から支障があると考えられますので、「事業化可能性調査」を受講いただき、それ以外の方は「企業インターンシップ」を受講していただきます。ただ、「企業インターンシップ」を受講する方の受入先は、本学が募集した県内を中心とした受入れ可能な企業とのマッチング (書類選考、面談等) により決定しますが、

マッチングの結果、受入先が希望する企業でないことや受入企業がない場合は「事業化可能性調査」を受講していただくこともあります。また、「事業化可能性調査」を受講する方に対し、「企業インターンシップ」受入を希望する企業がある場合は、マッチングの上、「企業インターンシップ」を受講していただくこともあります。なお、就職先は、「企業インターンシップ」先等、県内を中心とした企業等を想定しています。

(Q1 2)

このプログラムを修了すると、なにか資格はとれるのか。また、IT企業への就職が期待できるのか。

(A1 2)

本プログラムは、その基礎となるデータサイエンスやビジネススキルをベースとし、就業に直結するシステム開発・設計、DX（現代社会のデジタル化）といった高度スキルまでを段階的・体系的に習得するカリキュラムを通じ、UIターン希望者を含む、求職者、非正規雇用労働者、転職希望者等の地域への定着を促進し、地域共創に寄与することを目的としておりますので、資格取得を成果とするものではありませんが、レベルはITスキル標準のレベル1から2相当です。就職先としてはIT企業やシステム開発企業のほか製造業や一般サービス業も想定していますが、IT企業やシステム開発企業における「即戦力」を養成するものではありませんので、「企業インターンシップ」先や就職先を検討する場合にはご注意ください。なお、前々年度に本学が実施した「産学官金による「ふくい型アプレンティス」プログラム（企業IT人材養成）」の受講者の中には、プログラムの受講で身に付いたITの基本的スキル・知識を活かして、「ITパスポート試験（レベル1）」に合格した者や、「基本情報技術者試験（レベル2）」、「情報セキュリティマネジメント試験（レベル2）」の合格に向けて勉強を続けている者もおり、プログラムの受講がさらなるスキルアップを目指す動機付けにもつながっていることが伺えますので、参考にしてください。

(Q1 3)

このプログラムを修了すれば、必ず就職できるのか。

(A1 3)

受講者全員が就職できるようにハローワーク等関係機関等と連携しサポートする体制をとっておりますが、就職を保証するものではありません。受講者自身が、就職に向けての強い意志・意欲を持って受講し確実にスキルを身に付けるように努力していただくことが最も大事なことです。最後まで粘り強く頑張ってくださいよう希望します。併せて、早めにハローワークへの求職登録を行い、定期

的に窓口を訪ねてキャリアコンサルティングや就職斡旋を受け、就職先の開拓に努めてください。

(Q14)

アプレンティス科目の演習「システム開発・設計」クラス、「DX（現代社会のデジタル化）」クラスの違いはなにか。また、選択するクラスによって就職に有利、不利はあるのか。

(A14)

「システム開発・設計」クラスを選択した場合は、JIS規格設計に基づきシステム開発全体を把握し、チームを牽引する能力が、「DX（現代社会のデジタル化）」クラスを選択した場合は、サイバーセキュリティとシステム開発・設計に係る基礎的スキル・知識を身に付け企業のDX化を牽引する能力が得られる授業内容としています。「システム開発・設計」クラスについては、県内にはシステム開発系企業が多いこと、また「DX（現代社会のデジタル化）」クラスについては、企業のDX化を推進する県内企業が多いこと等、いずれも県内企業のニーズが高いと考えられ、いずれを選択するかは受講者自身がよく考えて決定してください。ただし、受講者募集要項にも記載のとおり、人数制限（各クラス15名程度）の関係から希望に沿えないこともありますので、ご承知おきください。

4. 部分受講

(Q15)

正規受講者となれなかった場合、部分受講者（一部の科目、特定の授業のみの受講者）に申し込むことはできるのか。

(A15)

部分受講者に係る応募方法等は、正規受講者の応募の後、「部分受講者募集要項」等をホームページに掲載予定ですので、確認の上、申込み手続きを行ってください。